

< 参考 >

国 住 備 第 8 5 号
平成20年12月18日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について

現下の厳しい経済状況や雇用失業情勢を踏まえると、今後、解雇・雇止め（以下「解雇等」という。）により住居の退去を余儀なくされる者が相当数新たに発生することが懸念される。

政府としては、既に厚生労働省がこれらの者を救済するために廃止決定していない雇用促進住宅を最大限活用することを含む住宅確保対策を年内に実施することを発表しているが、住生活基本法（平成18年法律第61号）において、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が住宅政策の基本理念の一つと位置付けられていることから、国土交通省としても解雇等により仕事のみならず住居も失うこととなる者に対する住宅セーフティネットの確保は重要な課題と認識している。

については、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）へ居住の場を確保することの緊急性に鑑み、当該者の公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）への入居の取扱いに関し、当分の間、以下の事項について特段の配慮をお願いする。

また、貴管内の事業主体に対してもこの旨周知されるようお願いする。

なお、本通知については、厚生労働省の担当部局と打合せ済みであるので念のため申し添える。

記

第一 公営住宅の目的外使用について

事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定に基づく承認を得た上で、離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保するため、当該者に公営住宅を目的外使用させることができる。

事業主体は、目的外使用させる場合であっても、当該住宅の使用状況を把握すること等適正かつ合理的な管理を行うよう努めること。

目的外使用に係る国土交通大臣の承認については以下のように取り扱う。

- 一 次に掲げるすべての要件に該当する場合には、公営住宅を離職退去者に目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第26条第1項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、同法第22条に規定する承認があったものとして取り扱う。

目的外使用によって入居を認められる離職退去者は、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族に該当することが客観的に証明される者であること。

- （例）・社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされる者（解雇通知、寮・社宅からの退去通知等で確認）
- ・住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者（解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等で確認）
 - ・解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者（解雇通知、失業等給付の申請書（離職理由等）、賃貸住宅の契約書等で確認）

目的外使用に係る期間については、あらかじめ離職退去者から必要な期間を聴取した上で、離職退去者が新たな居住の場を確保するための期間を考慮しつつ、原則として一年を超えない期間を設定すること。

また、当該離職退去者の住宅に困窮する実情や事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するものとする。

目的外使用させる場合の使用料については、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失わない範囲で、公営住宅の入居者家賃の決定に準じて、の離職退去者の経済状況に応じて適切に設定するものとする。

- 二 一の基準に該当しないものであっても、不安定就労者であることからネットカフェなど住居以外の場で生活を営んでいる等の特別な事情がある場合においては、地方整備局長等の承認を得て目的外使用することができる。

第二 優先入居の取扱いについて

第一の一 の要件を満たす離職退去者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。

第三 関係機関との連携について

前記第一及び第二の実施に当たっては、事業主体は、各労働関係機関・部局との緊密な連携を図り、離職退去者の支援のために適切な対応を図るよう努められたい。

第四 改良住宅等における取扱いについて

住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）等に基づく改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅等においても、公営住宅に準じて取り扱うものとする。

番 号
年 月 日

地方整備局長 殿

事業主体の長 氏 名 印

離職退去者による公営住宅の目的外使用の報告について

標記について、下記のとおり報告する。

記

1. 目的外使用に係る団地名等

団地名	所在地	建設 年度	団 地 総戸数	補助金 交付年度	使用 戸数	開 始 年月日	使用 期間	使用料	備 考 (最近の 応募倍率)

2. 主な目的外使用の条件

3. 事業主体における公営住宅の過去3カ年の応募状況等

年 度	募集戸数	応募倍率	備 考

(注) 募集戸数は、当該年度における新築及び既存住宅に係る募集戸数である。

4. 事業主体における公営住宅の空家戸数等

(平成 年 月 日現在)

公営住宅管理戸数	公営住宅空家戸数	公営住宅空家率	備 考
戸	戸	%	

(注) 空家戸数には、建替を控えたいわゆる政策空家を除く長期空家(1年以上入居者を募集しているにもかかわらず入居のない空家)の戸数を計上すること。

5. 添付資料

離職退去者であることを客観的に証明する書類等の写し